

**第2次鳥栖市男女共同参画行動計画
及び鳥栖市DV被害者支援基本計画(案)**

平成25年1月

鳥栖市

目 次

第1章 行動計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	1
3 計画の目標	1
4 計画の性格	2
5 計画の期間	2

第2章 計画策定の背景と課題

1 社会経済情勢の変化	3
2 市民の意識の変化	6
3 これまでの取組	10
4 計画の重点課題	10

第3章 計画の内容

1 計画の体系図	11
2 施策の展開	
基本目標1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり	13
主要施策1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進	
主要施策2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実	
主要施策3 男女共同参画を推進する人材の育成	
基本目標2 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり	18
主要施策1 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	
主要施策2 男女が働きやすい労働環境の整備	
主要施策3 仕事と生活の調和を図る環境の整備	
基本目標3 男女が自立し安心して暮らせるまちづくり	22
主要施策1 個人の自立を支える環境整備	
主要施策2 性と健康を尊重する環境整備	
主要施策3 生涯を通じた健康づくりの推進	
基本目標4 配偶者等に対する暴力の根絶 【鳥栖市DV被害者支援基本計画】	26
主要施策1 DV被害者を防止する啓発推進	
主要施策2 相談体制の充実	

- 主要施策3 DV被害者の自立支援
- 主要施策4 関係機関の連携・協力

附属資料

男女共同参画社会基本法（省略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（省略）

第1章 行動計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

鳥栖市は、平成20年（2008年）3月に、鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）を策定し、男女共同参画社会の形成を目指す取り組みを行ってきました。

この間、市の審議会や委員会等における女性の参画率は、平成21年度には35%の目標値を達成したことや地域・社会活動に参加する人の割合が増えるなど、5年間で改善できた点もありました。

しかし、少子高齢化の進行や不況の長期化により経済情勢が悪化するなど、生活を取り巻く状況が変化する中で、男女の平等意識の面ではほとんど変化が見られませんでした。男女の固定的役割分担意識は社会に根強く残っており、男女の協働によって改善する余地が多くの分野で残っています。

こうした現状を踏まえ、男女共同参画のさらなる取り組みを推進するために、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画及びDV被害者支援基本計画」を策定します。

2 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法では、第3条から第7条にわたり、男女共同参画社会の形成について次の5つの基本理念を規定しています。

- ①男女の人権の尊重（法第3条）
- ②社会における制度又は慣行についての配慮（法第4条）
- ③政策等の立案及び決定への共同参画（法第5条）
- ④家庭生活における活動と他の活動との両立（法第6条）
- ⑤国際的協調（法第7条）

本市は、この5つの基本理念に基づき、総合計画に理想像として掲げているように「男女一人ひとりに男女共同参画意識が浸透し、お互いが多様な価値観や考え方を理解し、認め合い、性別にかかわりなく自分らしく生きる」ことのできる社会の実現を目指して、計画を策定します。

3 計画の目標

本市における男女共同参画社会の実現を推進するために、次の4つの基本目標を定め、それぞれの目標に沿った施策を実施します。

また、施策の実施に当たっては、市がリーダーシップを取りつつ、市民や市民団体、事業者等と協働し連携を図りながら取り組みます。

- 基本目標1 人権の尊重に基づく男女共同参画の意識づくり
- 基本目標2 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり
- 基本目標3 男女が自立し安心して暮らせるまちづくり
- 基本目標4 配偶者等に対する暴力の根絶【鳥栖市DV被害者支援基本計画】

4 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。
- (2) この計画は、国の「第3次男女共同参画基本計画」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」や県の「男女共同参画基本計画（2011-2015）」「DV被害者支援基本計画（改定版）」を踏まえ、鳥栖市総合計画との整合を図りながら策定します。
- (3) この計画は、平成23年に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」の結果や、市民の委員で構成された「鳥栖市男女共同参画懇話会」における議論などを反映して策定します。
- (4) この計画中、「基本目標4」については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく基本的な計画と位置付け、両計画を一体的に策定します。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度（2013年度）から平成34年度（2022年度）までの10年間とし、5年ごとに見直します。
また、社会経済情勢の変化や国・県の制度の変更などを考慮し、必要に応じて内容の見直しを行います。

第2章 計画策定の背景と課題

1 社会経済情勢の変化

(1) 少子高齢化の進行

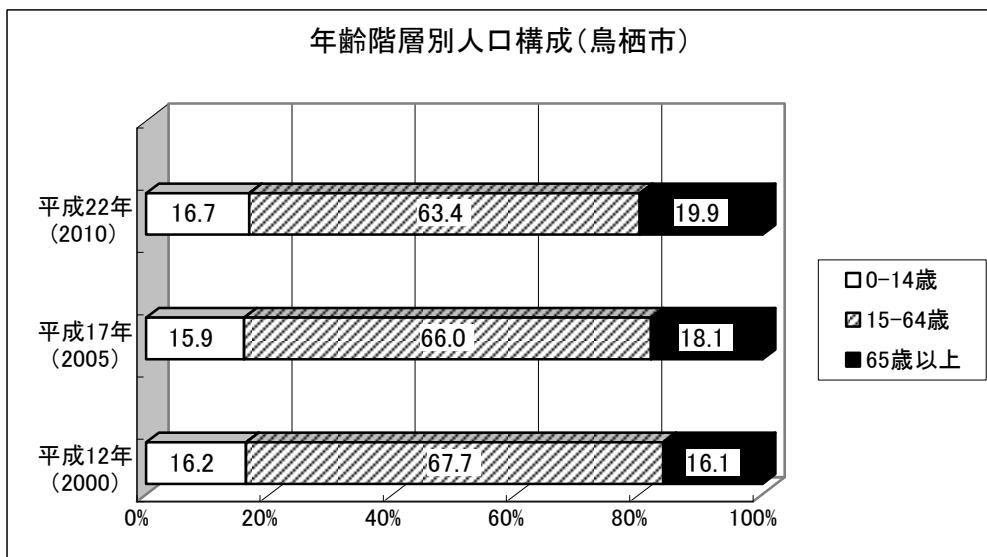
国勢調査による鳥栖市の人口は、平成12年から平成22年までの10年間で、60,726人から69,074人と8,348人増加しています。

年齢階層別に人口を見ると、65歳以上の高齢者の割合は、平成12年の16.1%から平成22年の19.9%へと、ゆるやかに上昇し、市民の5人に1人が高齢者になっています。

一方、15歳未満の子どもの割合は、平成12年の16.2%、平成17年の15.9%、平成22年の16.7%と横ばいです。しかし、平成17年以降は、65歳以上の高齢者の割合が15歳未満の子どもの割合を上回っています。

佐賀県の平成23年の合計特殊出生率※は1.61で、全国平均の1.39を上回っていますが、依然として少子化傾向にあります。

65歳以上の高齢者1人を支える生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）の割合は減少しており、働く世代にかかる1人当たりの社会的費用の負担の増加が予想されます。少子化を改善し、社会を支える労働力を確保することが求められています。



資料：国勢調査より作成

※合計特殊出生率

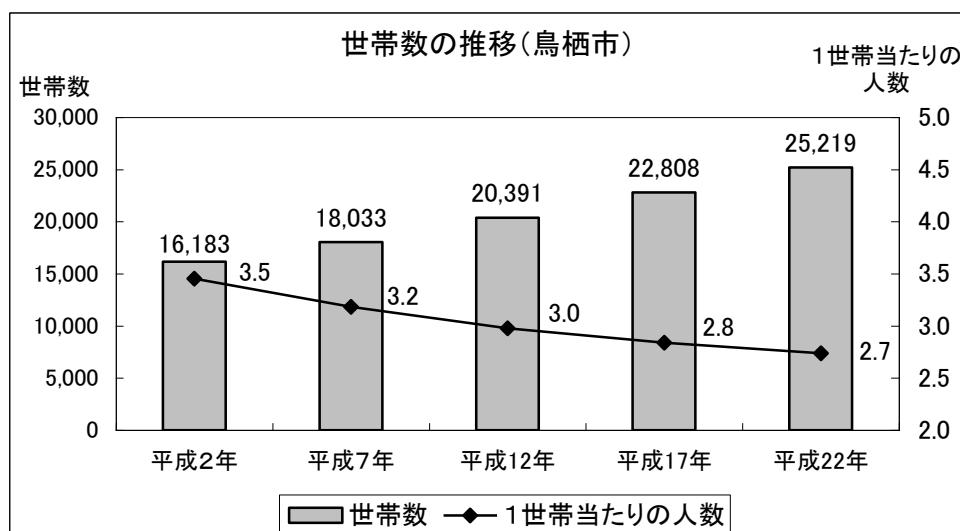
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で、一生の間に生むとしたときの平均子ども数に相当します。（人口動態統計調査）

(2) 家族形態・生活形態の変化

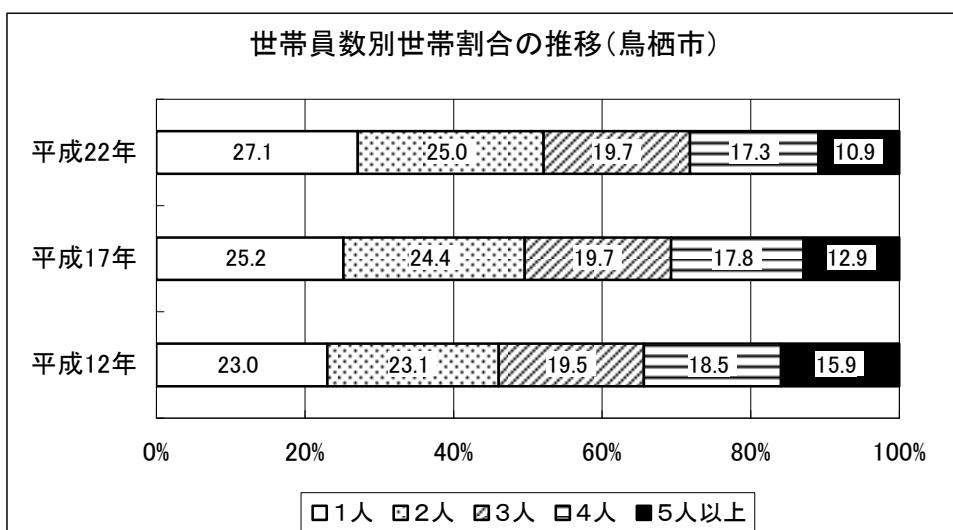
平成22年の国勢調査によると、鳥栖市の人口は69,074人、総世帯数は25,219世帯となり、調査のたびに増加を続けています。平成12年から10年間で、人口は13.7%、世帯数は23.7%増加しました。

1世帯当たりの人数を見ると、平成12年に3.0人であったものが平成22年には2.7人となり、人口の増加とともに核家族化が進行しています。

1世帯当たりの人数を見ると、平成22年は1人世帯が6,826世帯(27.1%)を占めており、2人世帯と合わせると半数を超えてます。年々、少人数の世帯が増えており、生活のあり方も個々人で異なってきていると考えられます。



資料：国勢調査より作成



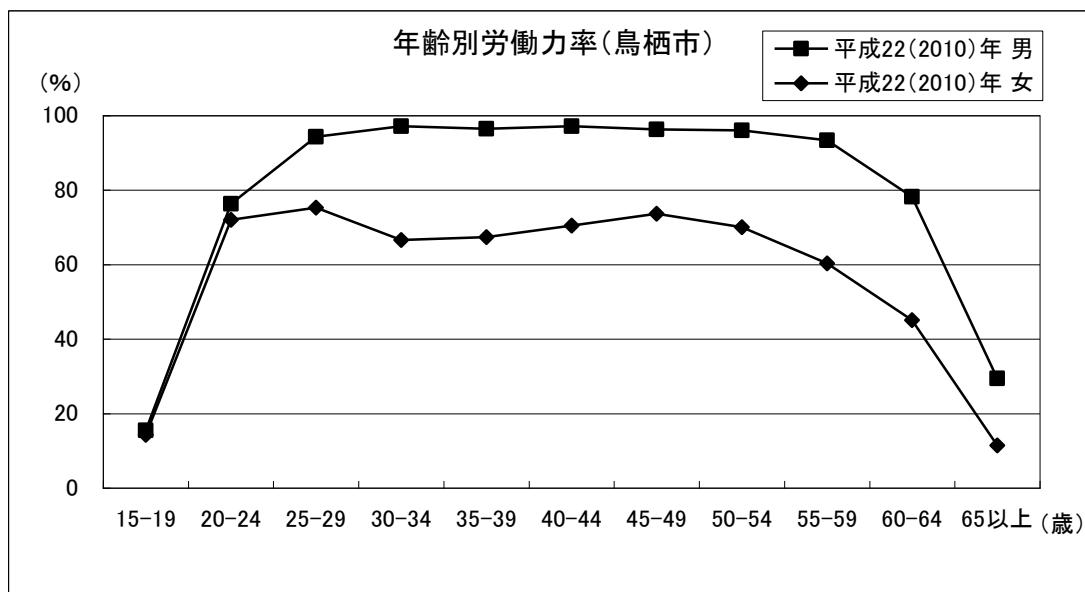
資料：国勢調査より作成

(3) 就業構造の状況

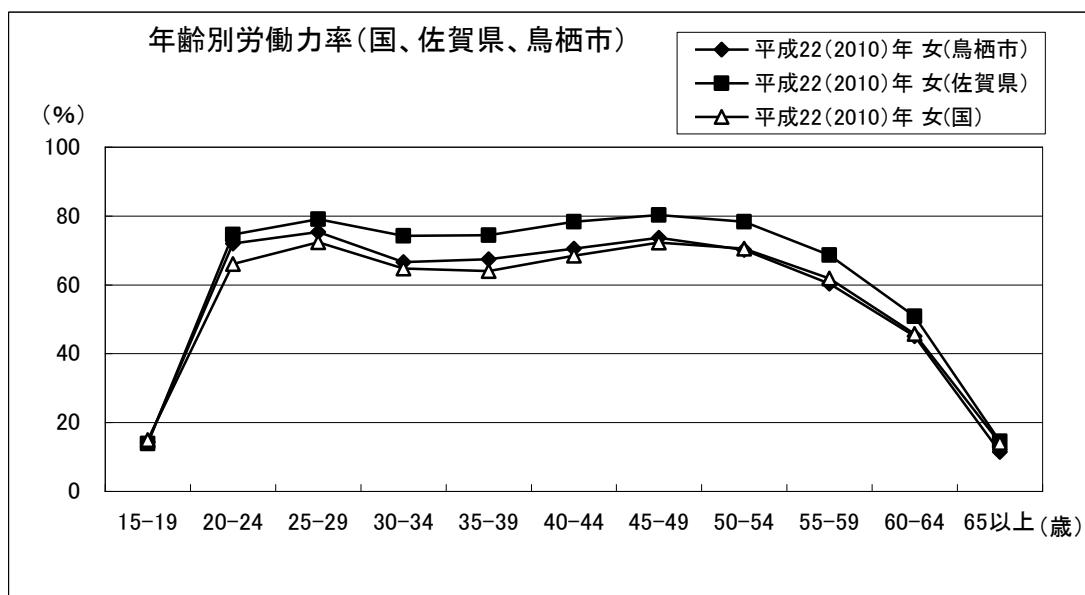
平成22年の労働力率※を男女別に見ると、下図のようになります。

男性は、20歳代半ばから50歳代後半まで、90%を超える高い割合の人が働いており、グラフの形は台形になります。女性は、20歳代後半から30歳代にかけて働く人の割合が減少し、40歳代にかけて再び増加するM字型の曲線になります。これは出産で就業を一時的に中断し、子育てが終わった時点で復職または再就職をするという、日本女性の働き方の特徴を表しています。

平成22年の全国、佐賀県と本市の労働力率を比べてみると、男性はすべて台形の曲線になり、女性はすべてM字型の曲線になります。鳥栖市の労働力率は、男女ともに若干全国平均を上回っていますが、女性は佐賀県の平均を下回っています。



資料：国勢調査より作成



資料：国勢調査より作成

この背景には、子育ては女性が担うべきだとする「固定的性別役割分担」があります。平成23年の市民意識調査では、女性が職業を持つことについて約4割の人が、「女性は出産・育児で中断後に就業すること」を肯定しています。

少子・高齢化が進む中で、女性や高齢者の社会参加は、社会に活性化をもたらすものとして期待されます。今後、就業を望む人が自らの意思で職業を選択し、安心して働き続けることのできる労働環境の整備が必要です。

※労働力率

15歳以上の人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合を指します。就業者には休業中の人も含んでいます。

2 市民の意識の変化

平成23年度に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」の結果から、主に次のような意識の変化が見られます。

(1) 結婚と家庭について

「性別役割分担」の考え方に対する反対意見

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意見について、賛成派（「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計。以下同じ）が23.4%（女性19.3%、男性29.1%）、反対派（「反対」「どちらかといえば反対」の合計。以下同じ）が33.0%（女性36.4%、男性28.8%）となり、3人に1人が反対しています。

5年前の調査結果と比べると、反対派は27.6%から5.4ポイント増加しています。

日常的な家事は妻や母が主に分担

掃除や洗濯、食事のしたく・あとかたづけ、日々の家計支出など、家庭内の家事は、全体の7割以上が妻や母の分担になっています。

しかし、高価なものの購入や地域活動になると、男女が同じ程度関わっている割合が高くなっています。

男性と女性が「同程度家事を分担している」人の割合は、掃除、洗濯、食事のしたく・あとかたづけの平均でみると、前回調査の6.4%から8.0%となり、あまり変化は見られません。

(2) 子育てと教育について

子どものしつけや教育は、男女の区別なく教育・技術と個性を伸ばすこと重視

男女ともに子どもの自立と個性や能力を伸ばしていく教育を重要だと考えています。

「男女の区別なく生活に必要な技術を身につけさせる」という考え方について、賛成派は86.3%（女性89.3%、男性81.9%）、「女の子も男の子も職業人としての教育が必要」という考え方について、賛成派は85.7%（女性89.3%、男性81.9%）と、8割以上の人人が支持しています。この2項目は、前回調査とほとんど変化はありませんでした。

また、「男女の平等や個性を生かすことを家庭で話し合うことが必要」と考える人も多く、家庭内での教育や家族のコミュニケーションを大事にしていることがうかがえます。

一方で、「男の子らしく、女の子らしく育てる」という考え方について、賛成派は6割を超えています。

学校教育の中で力を入れることは、男女の区別なく能力や個性を生かすこと

男女共同参画社会づくりのために、学校教育で力を入れることは、「生活・進路指導に男女の区別なく能力や個性を生かせるよう配慮」と答えた人が、70.6%（女性73.2%、男性67.6%）で最も多く、「男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」が52.4%（女性53.9%、男性50.5%）で、2番目に支持されています。

（3）職業と健康について

仕事についている女性は50%台、20歳代～50歳代は7割前後

「現在職業についている」と答えた人は、61.0%（女性55.4%、男性68.5%）でした。女性の就労率は、男性と比べて低くなっています。前回調査結果と比べると、全体で0.1ポイント増加し、ほとんど変化はありませんでした。

20歳代から50歳代の人を比較してみると、女性は7割前後、男性は9割以上が仕事をしており、就労率の差が大きくなります。

女性の就業形態は「パートタイム」が最も多い

女性の就業形態はパートタイムが38.0%で最も多く、次いで「正社員・正職員」が31.6%の順になっています。男性は「正社員・正職員」が59.2%で最も多く、「事業主」が21.5%で続いており、男女で就業形態に差があります。

（4）社会参加について

地域社会活動に参加していない人は約4割

地域社会活動に参加していない人は38.9%（女性37.3%、男性40.5%）となり、5年前の調査結果よりも8.6ポイント減少しました。

参加している活動内容は、「自治会、老人クラブ、婦人会、安全・安心などの

「地域活動」が30.2%（女性28.2%、男性33.3%）で最も多く、次に「趣味、教養、スポーツなどのサークル活動」が27.6%（女性26.6%、男性29.1%）で続いています。

地域活動に参加していない理由は、「あまり関心がないから」が31.4%（女性28.6%、男性34.1%）で最も多く、「仕事が忙しくて時間がない」が29.1%（女性26.8%、男性31.1%）で2番目に多くなっています。

（5）人権の尊重について

DV（配偶者や恋人間の暴力）の被害経験は増加

配偶者間や恋人間での暴力被害について、特に女性は身体的暴力や精神的な暴力など多様な暴力の被害経験があります。何らかの被害を受けた人の割合は、33.9%（女性41.9%、男性23.4%）になり、5年前の調査結果17.5%（女性25.4%、男性7.9%）から増加しています。

暴力の種類別に見ると、「大声でどなられたり、暴言を吐かれた」が25.2%（女性33.2%、男性14.4%）で最も多く、次に「何を言っても無視された」が13.7%（女性15.1%、男性12.0%）で続いています。

女性は「いやがっているのに性的な行為を強要された」（18.4%）、「医師の治療を必要としない程度の暴行を受けた」（12.0%）の被害も、男性に比べると目立っています。

配偶者や恋人から受けた行為に対し半数以上は「我慢」する

配偶者や恋人から受けた行為に対する行動を見ると、「我慢した」が55.4%（女性55.0%、男性56.4%）で最も多く、次に「抵抗してやり返した」が23.2%（女性24.9%、男性19.2%）で続いています。

女性は男性よりも友人や家族などに相談する傾向が強く、婦人相談所や市役所などに相談した人は2.1%でした。

（6）男女共同参画社会について

認知度が高い用語は「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」など

男女共同参画に関する用語は、法律の認知度が高まっています。

内容まで知っているのは、「男女雇用機会均等法」41.0%（女性39.0%、男性43.8%）、「育児・介護休業法」36.8%（女性41.2%、男性31.2%）、「DV防止法」23.4%（女性22.8%、男性24.3%）などが上位を占めています。

一方で、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※1」や「ポジティブ・アクション※2」などのカタカナ用語は、認知度が低いようです。

地位の平等感が高いのは「学校教育の場」「法律・制度」など

男女の地位が平等になっていると感じているかどうかを分野別で見ると、「学校教育の場で」と答えた人が、65.9%（女性63.9%、男性69.1%）で最も高く、次に「法律や制度のうえで」が40.5%（女性35.0%、男性48.3%）で続いています。

しかし、全体的に男性の方が優遇されていると感じている分野が多い結果になりました。特に割合が高いのは、「社会通念・慣習・しきたりなどで」77.3%（女性81.8%、男性71.5%）、「政治の場で」76.2%（女性82.3%、男性68.1%）などです。

前回の調査結果と比べると、全体的に男女の地位の平等感はあまり変化がありませんでした。

3 これまでの取組

鳥栖市は、平成15年度（2003年度）に「鳥栖市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画社会づくりを推進してきました。

計画は10年計画とし、平成19年度（2007年度）に見直しを行い、翌年からの後期行動計画を策定しました。市長を会長とする男女共同参画行政推進会議や、市民の委員等で構成された男女共同参画懇話会を設けて、計画に基づく総合的な施策の推進と評価、改善に努めています。

これまでの成果として、市の審議会や委員会等における女性参画の推進、子育てを支援するための保育事業の充実、ドメスティック・バイオレンスなどに悩む女性の相談窓口を開設したほか、学校における男女平等教育の実施や生涯学習の充実、健康づくり、介護予防事業等を積極的に展開しました。

また、佐賀県や市民活動団体等と協働して、セミナーやフォーラムなどの啓発事業を実施しています。

4 計画の重点課題

（1）男女の人権の尊重

男女共同参画社会を形成するためには、男女が個人として尊重され、性別を理由に差別を受けないことが基本になります。今後とも市が実施する施策の中に人権の尊重を反映させることが重要です。

（2）男女共同参画社会の理解の促進

男女共同参画の用語や取り組みの認知度は低く、考え方方が十分理解されていません。さらに分かりやすく伝え、多くの人の協力を得られるよう取り組みを進めます。

（3）女性や高齢者の社会参画による地域の活性化

少子高齢化の進行や生活形態が多様化する中で、女性や高齢者の能力を発揮する機会を創出することが、今後の社会の活性化につながります。

（4）市民活動団体や事業所等との協働の推進

男女共同参画の考え方を地域や職場に浸透させるために、市民活動団体や事業所等と連携し、協力しながら進めていくことが必要です。

（5）女性に対する暴力の根絶

男女間の暴力、特に女性に対する暴力は、人権を侵害する犯罪であり、絶対に許すことのできない行為です。男女共同参画社会の形成を根本から揺るがすもので、今後とも重点的に取り組む必要があります。

第3章 計画の内容

1 計画の体系図

基本目標	主要施策	具体的施策
1.人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり	1.男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進	1 男女共同参画を学ぶ機会の充実 2 保育・教育関係者の意識を高める 3 自立・職業意識を育む学習や指導の充実 4 男女共同参画意識を高める学習機会の充実 5 学習機会への参加を促進する環境づくり 6 多様な団体への学習機会の提供
	2.男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実	7 男女共同参画に関する広報 8 男女共同参画啓発事業の実施 9 男女共同参画に関する情報等の収集及び提供 10 あらゆる活動への男女共同参画の推進 11 市民の主体的活動の支援
	3.男女共同参画を推進する人材の育成	12 女性人材情報の収集と提供 13 人材育成事業の充実
2.男女が生き生きと働きともに支える社会づくり	1.政策・方針決定過程での男女共同参画の推進	14 市の審議会等への女性の参画促進
	2.男女が働きやすい労働環境の整備	15 女性の経済的地位の向上と環境の整備 16 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
	3.仕事と生活の調和を図る環境の整備	17 多様な保育サービスの提供 18 子育て支援体制の充実 19 男性の育児への参加促進 20 男性の家事能力の向上と参加促進 21 女性の起業や再就職等の支援
3.男女が自立し安心して暮らせるまちづくり	1.個人の自立を支える環境整備	22 ひとり親家庭の自立支援の充実 23 高齢者の生活支援の充実 24 高齢者の自立と社会参加の支援 25 障害者の自立と社会参加の支援
	2.性と健康を尊重する環境整備	26 妊娠・出産・育児期における支援と相談の充実 27 性と生殖に関する健康と権利の啓発 28 性的少数者に対する理解の推進
	3.生涯を通じた健康づくりの推進	29 思春期における健康教育の充実 30 生涯を通じた心身の健康支援 31 介護予防の推進
4.配偶者等に対する暴力の根絶 【鳥栖市DV被害者支援基本計画】	1.DV被害を防止する啓発推進	32 DVやセクハラ等の防止に向けた意識啓発
	2.相談体制の充実	33 女性(母子)に係わる相談体制の強化 34 女性に係わる相談機能の充実 35 二次被害を起こさないための支援体制の確立
	3.DV被害者の自立支援	36 被害者の自立に向けた支援の充実
	4.関係機関の連携・協力	37 あらゆる暴力の早期発見と防止対策 38 関係機関との連携の推進

■推進体制	(1) 計画推進体制	39 男女共同参画行政推進会議の充実 40 男女共同参画懇話会との連携 41 国・県や市民団体等との連携と協力
	(2) 計画の進行管理	42 計画の進捗管理 43 市民や事業所等の男女共同参画に関する意識調査等の実施
	(3) モデル事業所としての市役所づくり	44 仕事と家庭の両立支援の充実 45 市職員における男女共同参画の理解の促進 46 女性職員の登用推進 47 職員の人材育成

2 施策の展開

基本目標 1

人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり

主要施策 1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進

【現状と課題】

固定的な性別役割分担意識が社会に根強く残っており、男女共同参画社会の形成の妨げになっています。

男女共同参画の意識を形成するためには、幼児期からの教育が大切です。また、多くの人に男女共同参画をさらに正しく理解してもらうために、学習の機会を設けることが必要です。

【施策の方向性】

- 性別にかかわりなく平等感や思いやりを育む学校教育の充実を図ります。
- 子どもの個性や能力を認め、生かしていく学校教育を推進します。
- 人権の尊重や男女共同参画への理解を広める学習の機会をつくります。

具体的な施策	施策の内容	担当課
1 男女共同参画を学ぶ 機会の充実	教育の場において、性別にとらわれることなく、ひとりひとりの個性と能力を伸ばす男女平等教育を推進し、自立した豊かな人間性の実現に努めます。 ●人権教育、家事能力向上・家族の役割と責任の学習	学校教育課
2 保育・教育関係者の 意識を高める	教育関係者が男女共同参画の理念を理解し、意識を高めることができるよう話し合いや研修の機会の確保に努め、日常活動における固定的な性別役割分担を見直し改善を図り、教育の場における男女共同参画を推進します。 ●保育園・幼稚園・学校・生涯学習における教育者の研修 ●話し合いの場の確保	学校教育課 こども育成課 生涯学習課
3 自立・職業意識を育む 学習や指導の充実	性別にとらわれない職業観の形成と就業意識を育むための社会体験、職場体験活動を推進し、個性と能力に応じた進路を主体的に選択できるよう実体験を通じた学習を進め、指導の充実を図ります。 ●職場体験学習の充実 ●進路指導の充実	学校教育課

具体的施策	施策の内容	担当課
4 男女共同参画意識を高める学習機会の充実	<p>男女共同参画の意識づくりのために、講演会や講座等の学習機会の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出前講座・講演会の開催 ●男女共同参画の視点での講座・講演会等の開催 	市民協働推進課 生涯学習課
5 学習機会への参加を促進する環境づくり	<p>講座や講演会等の開催時間に配慮したり、保育の確保を行ったりするなど、だれもが参加しやすい環境づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土日や夕刻等開催日の配慮 ●託児の実施 	関係各課
6 多様な団体への学習機会の提供	<p>地域で活動している団体等へ男女共同参画に関する情報を積極的に提供するとともに、各種講演会等への参加を呼びかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自治会、PTA、協議会など各種団体等への情報提供、講演会等への参加呼びかけ 	関係各課

主要施策2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実

【現状と課題】

男女共同参画に関するセミナーやフォーラムを開催していますが、若い世代や男性の参加者が少ない状況です。

男女共同参画社会を形成するためには、男性の理解と協力が不可欠であるため、男性にとっての男女共同参画の利点を伝えることが必要です。

男女共同参画に対する認知度が低いため、継続して広報・啓発に努めるとともに、内容を分りやすく伝えていく工夫が求められています。

【施策の方向性】

- だれもが参加しやすくなるように、広報・啓発に努めます。
- セミナーやフォーラムなどを開催し、参加者に啓発を行います。
- 男女共同参画に関する情報を収集し、提供します。

具体的な施策	施策の内容	担当課
7 男女共同参画に関する広報	市報やホームページ等の広報媒体を活用し、男女共同参画に関する法令や催事等を積極的に広報します。 <ul style="list-style-type: none">●男女共同参画週間等における特集●男女共同参画関係法令の普及啓発・関連事業のPR●各種啓発資料の作成・配布	市民協働推進課
8 男女共同参画啓発事業の実施	男女共同参画を推進するためのセミナーやフォーラム等を開催し、意識啓発を行います。 <ul style="list-style-type: none">●男女共同参画フォーラムの開催●セミナー・シンポジウムの開催	市民協働推進課
9 男女共同参画に関する情報等の収集及び提供	男女共同参画に関する様々なニーズに対応した情報を収集し、あらゆる機会を通じ積極的な提供に努めます。 <ul style="list-style-type: none">●意識調査等の結果の公表●人権・男女共同参画等に関する情報の提供●図書館における男女共同参画コーナーの設置	市民協働推進課 文化芸術振興課 生涯学習課

具体的施策	施策の内容	担当課
10 あらゆる活動への男女共同参画の推進	<p>地域における様々な活動の情報を提供することで、地域活動への関心や参加意欲を高め、地域の一員として主体的にかかわれるよう男女共同参画を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域活動への参加促進 ●市民活動団体の情報提供 ●市民活動センターへの支援 	市民協働推進課
11 市民の主体的活動の支援	<p>男女共同参画を推進する活動を行なっている各種市民団体等が自主的に企画・実施する講座や講演会の開催や調査研究活動、各団体の交流を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民活動グループの支援 ●ネットワーク会議の開催 	市民協働推進課

主要施策3 男女共同参画を推進する人材の育成

【現状と課題】

市は男女共同参画を推進する市民団体と協働して男女共同参画に関する催しを開いていますが、新たな人材の発掘や推進団体の形成には至っていません。

今のところ、男女共同参画を推進するための人材育成の機会が、ほとんどない状況にあるため、男女共同参画を市内に広める個人や団体の育成が必要です。

【施策の方向性】

- 男女共同参画に理解のある人材情報を収集し、登録・活用します。
- 地域における男女共同参画の理解を推進する人材を育成します。
- 男女共同参画を推進する人材にさまざまな情報を提供するとともに、他市町の団体等との交流を進めます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
12 女性人材情報の収集と提供	幅広く女性の人材情報の収集と整備に努め、審議会等へ推薦できる人材情報の充実を図り、積極的な情報提供を行います。 ●女性人材リストの充実	市民協働推進課
13 人材育成事業の充実	男女共同参画や市の仕組み等を理解し、市政に参画しようとする人々、特に女性のための学習機会を提供します。 ●総合計画策定・実施に関する市民参加型ワークショップの開催 ●男女共同参画に関する人材育成セミナーの開催	総合政策課 市民協働推進課

主要施策1 政策・方針決定過程での男女共同参画の推進

【現状と課題】

鳥栖市における審議会や委員会等の女性の参画率は、平成23年度末で34.2%と3割を超えています。

市では平成15年度から女性人材リスト登録を開始し、これまで審議会や委員会等における女性の人材活用を図ってきましたが、同リストの登録者数や活用は伸びていないのが現状です。

社会のあらゆる分野における男女共同参画の意識を広めるためには、今後とも、政策・方針決定の場に意欲的に参画する女性人材の育成と活用が必要です。

【施策の方向性】

- 市における各種審議会や委員会等への女性の参画を促進します。
- さまざまな分野で女性の参画が増えるように、人材情報の提供や啓発に取り組みます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
14 市の審議会等への女性の参画促進	<p>審議会委員等への女性の登用率を高めるために、積極的に女性の登用促進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●審議会等委員の改選期における女性登用についての事前協議 ●市の審議会等への女性の登用状況調査 ●登用状況調査結果の公表 ●市の審議会等への女性参画促進のための指針等の周知 	各課共通 総務課 市民協働推進課

主要施策2 男女が働きやすい労働環境の整備

【現状と課題】

女性は結婚や出産等の際に辞めさせられたり、補佐的な仕事が多く経験が少ないとめに、男性と働き方に差がついたりすることがあります。

また、育児休業や介護休業等の制度は整っていても、休暇を取得する男性は、依然として少ない状況であり、性別を問わず個人の意思を尊重した働き方ができる職場環境をつくることが必要になっています。

【施策の方向性】

- 育児休業や介護休業等の制度を周知します。
- 働きやすい職場づくりに関する広報・啓発を行います。
- 働きやすい労働環境の先進事例を紹介し、事業所等に奨励します。

具体的な施策	施策の内容	担当課
15 女性の経済的地位の向上と環境の整備	農業・自営業等に従事する女性の役割や仕事への適正な評価、労働条件の改善等への啓発を行い、女性の経済的地位向上を図ります。 ●家族経営協定の推進 ●関係機関と協力した農業・自営業者等への啓発	商工振興課 農林課 農業委員会
16 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	結婚・育児・介護等で仕事を失わないように、男女がともに仕事と家庭を担いあい、仕事や家庭、地域において調和のとれた活動ができる考え方について事業所や経営者への啓発に努めます。 ●労働に関する法制度やワーク・ライフ・バランスの啓発 ●仕事と家庭等のバランスに配慮する事業所の事例紹介 ●市内企業等への啓発や意見交換	商工振興課 市民協働推進課

主要施策3 仕事と生活の調和を図る環境の整備

【現状と課題】

男性は仕事優先の生活を送り、家事や地域活動などでの男女の役割にかたよりがあります。最近では家事をする男性も増えていますが、いまだに食事や育児、介護などは女性の仕事とされ、強要されることが多いようです。

そのため、家庭と仕事の両立が困難になっており、小さい子どもを抱えた女性は再就職が難しく、就業形態はパートタイムが多くなっています。

また、出産や育児、介護などの事情で、時間的に制約のある人が増えてきているため、女性と男性が協力して仕事と生活のバランスを見直すことができるよう、支援することが求められています。

【施策の方向性】

- 仕事と家庭生活等の両立のため、保育サービスの充実を図ります。
- 男性の子育てや介護等への参加を促進します。
- だれもが自分の能力を生かし、働き続けられる環境を整備します。
- 子育てなどで仕事を中断した女性に対し、起業や再就業支援の機会をつくります。

具体的な施策	施策の内容	担当課
17 多様な保育サービスの提供	多様化した保育ニーズに的確に対応し、仕事と生活の両立を支えるために、様々な保育サービスを提供します。 <ul style="list-style-type: none">●一時預り、延長保育、休日保育、病後児保育等特別保育事業の充実●放課後児童クラブの施設の充実、利便性の向上	こども育成課 生涯学習課
18 子育て支援体制の充実	子育ての不安を解消するために、子育てに関する情報を提供し、相談体制の充実と子育てサークルの育成支援を図ります。また、仕事と育児・家事の両立が容易となるよう地域の相互援助活動や地域住民と児童の交流の場所づくりを推進します。 <ul style="list-style-type: none">●子育て支援総合コーディネート事業の推進●子どもの居場所づくり事業等の実施●ファミリー・サポート・センター事業の推進	こども育成課 生涯学習課

具体的施策	施策の内容	担当課
19 男性の育児への参加促進	<p>男性の育児への関心と意識を高めるために、男性が参加しやすい環境づくりに配慮し、育児への積極的な参加を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●授業参観等への参加促進 ●教職員の家事参加の促進 ●PTA（父親委員会）活動への参加促進 ●子どもクラブ活動等への参加促進 ●ママパパ教室等の開催 ●父子手帳の配布 ●父親向けの育児講座の開催 	生涯学習課 こども育成課 健康増進課 学校教育課
20 男性の家事能力の向上と参加促進	<p>男性の家事に対する意識と能力を向上するための各種教室を開催し、家事参加を促進するとともに、食の自立を図るために、食に関する知識の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男の料理教室の開催、自主活動の支援 ●男性の家事参加を促す講座の開催 ●食育の推進 ●家事チェックシートの活用による啓発 	健康増進課 生涯学習課 市民協働推進課
21 女性の起業や再就職等の支援	<p>国や県と連携して起業や再就職を目指す女性に対し、各種情報や学習機会を提供し支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●起業に関する情報提供 ●再就職セミナーの開催 ●就職に関する情報提供 	商工振興課 市民協働推進課

主要施策 1 個人の自立を支える環境整備

【現状と課題】

鳥栖市においても少子・高齢化や核家族化は年々進み、市民の生活形態が多様化しています。

市民意識調査で生活の満足度を尋ねたところ、個人としては7割強の人が「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えています。それぞれの立場による満足度の割合を見ると、親としては6割台、夫婦としては5割台の人が「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えており、家庭の状態や立場によって、意識に差が出ることが分かりました。

こうした個人の生活形態や健康状態等の多様性に応じて、だれもが自分らしく安心して暮らすために、サービスや情報の提供、相談など支援の充実が必要です。

【施策の方向性】

- ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。
- 高齢者が健康で充実した生活を送るための支援を行います。
- 高齢者や障害者の社会参加や生きがいづくりを進めます。

具体的な施策	施策の内容	担当課
22 ひとり親家庭の自立支援の充実	<p>ひとり親家庭の生活の安定に必要な支援を継続するとともに相談体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭への経済的支援 ●ひとり親家庭への自立支援 	こども育成課
23 高齢者の生活支援の充実	<p>高齢者が心身ともに健康で充実した生活を送れるよう、在宅での生活を支援するための各種サービスの利用を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種在宅サービスの提供 ●地域における在宅高齢者の支援 	社会福祉課

具体的施策	施策の内容	担当課
24 高齢者の自立と社会参加の支援	<p>働くことへの意欲や趣味や社会活動などの生きがいを持ち、高齢者が社会の一員であり続けることの大切さを発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センター事業の支援・拡充 ●食や運動に関する教室の開催 ●高齢者教室の開催 	社会福祉課 健康増進課 生涯学習課
25 障害者の自立と社会参加の支援	<p>障害のある人が自立して生活し、創作活動や生産活動などへの社会参加を進めるために、生活支援や相談等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人の社会参加の促進 ●障害のある人の自立支援 ●障害のある人の家族や要介護者等の相談と援助 	社会福祉課

主要施策2 性と健康を尊重する環境整備

【現状と課題】

市民意識調査で、女性の体を保護するために男女ともに知つておいたほうが良いことを尋ねたところ、「妊娠・出産」や「更年期障害・婦人科疾患」の2項目は、約60%から70%台と高い割合的回答でした。

また、男性の約20%が、仕事の責任や家族を養うことを「つらい」と感じることがあると答え、悩みや精神的なストレスを抱えていることが伺えます。

性の違いや生涯にわたる健康維持についての理解を深め、家庭や社会で個人がお互いを尊重し大切にできる環境を整える必要があります。

【施策の方向性】

- 妊娠・出産・育児期における支援や相談を充実させます。
- 性と生殖に関する健康と権利について啓発を行います。

具体的施策	施策の内容	担当課
26 妊娠・出産・育児期における支援と相談の充実	母親と乳幼児等の健康を維持するため、妊娠・出産・育児に関する保健指導を行うとともに、母親の心の健康を支援します。 ●母子保健事業の推進	健康増進課
27 性と生殖に関する健康と権利の啓発	女性が自分自身と相手を大切にし、自己決定できる権利についての意識の浸透を図るとともに、若い世代に対する母体保護に必要な知識の普及・啓発を図ります。 ●性感染症予防等の啓発 ●女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利の啓発	健康増進課
28 性的少数者に対する理解の推進	性同一性障害などの性的少数者に対する理解が進むよう啓発に努めます。 ●市報や講演会などによる啓発	市民協働推進課

主要施策3 生涯を通じた健康づくりの推進

【現状と課題】

家族の介護は女性が担うことが多く、仕事や生活上の負担になっていますが、男性も介護のために離職や休職しなければならない場合もあります。

生涯を通じて健康で生活したいと、だれもが願っています。特に高齢化の進行により、高齢者だけの世帯も増える中で、自分らしく生きるためにも、健康づくりや病気の予防が重要になっています。

【施策の方向性】

- 年齢に応じた運動や食事などの健康づくりを支援します。
- 病気の予防や健康づくりについての広報・啓発を実施します。
- 介護・福祉サービスによる要介護者等や家族の支援を行います。

具体的な施策	施策の内容	担当課
29 思春期における健康教育の充実	青少年が発達段階における心身の変化などに応じた性や健康に関する正しい知識を持つことができるよう普及と啓発を図ります。 <ul style="list-style-type: none">●教育教材等の貸出及び食と健康に関する啓発●学校における性教育を含めた健康教育の実施	健康増進課 学校教育課
30 生涯を通じた心身の健康支援	男女の性の違いにより異なる健康上の問題に対する予防情報を提供し、健康保持や体力向上のためのスポーツやレクリエーション活動の機会を提供します。 <ul style="list-style-type: none">●乳がんや子宮がん等の各種検診・予防●健康マイレージ制度による健康づくりの推進●更年期等に関する情報提供及び相談●スポーツ教室や健康づくり教室等の開催	健康増進課 スポーツ振興課
31 介護予防の推進	高齢者が心身ともに健康で充実した生活を送れるように、健康維持対策に努めます。 <ul style="list-style-type: none">●介護予防教室の開催	社会福祉課 健康増進課

【鳥栖市DV被害者支援基本計画】

■計画策定の趣旨

配偶者及びパートナーからの暴力は、犯罪となり得る行為で、重大な人権侵害です。被害者は多くの場合女性であり、配偶者やパートナーが暴力をふるうことは、個人の尊厳をなくし、男女平等を実現する大きな妨げになっています。

本市においてもドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の防止とDV被害者の支援を推進するために、この計画に基づき総合的かつ計画的に施策の充実強化を図ります。

■用語の定義

この計画において、DVとは配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）が対象とする「配偶者からの暴力」をいいます。配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます。また、DVを受けた人を「DV被害者」といいます。

■計画の性格

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく本市の基本的な計画であり、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画」と一体的に策定します。

■計画の期間

この計画の期間は、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画」と同様に、平成25（2013）年度から平成34（2022）年度までの10年間とし、5年ごとに見直します。

また、社会経済情勢の変化や国・県の制度の変更などを考慮し、必要に応じて内容の見直しを行います。

主要施策1 DV被害を防止する啓発推進

【現状と課題】

DVは暴力を手段にして、配偶者などのパートナーを支配しようとするときに起こり、その背景にはそれを容認する性差別意識が存在します。

DVの被害者は、誰にも相談せずに被害を我慢し、犯罪行為が潜在化してしまうことがあります。被害は、交際中の若いパートナー間にも起こっており、若年層からの意識啓発が必要です。

市民や職員に対して、男女の人権尊重やDVの正しい理解、相談情報等の広報や啓発を継続して行なうことが大切です。

【施策の方向性】

- DVやセクシュアル・ハラスメント等の暴力は、人権を侵害する犯罪行為であるという理解を広めるため、市民及び職員への意識啓発を行います。
- DV等の性暴力に関する相談窓口の情報を、市民に対して提供します。
- 若いパートナー間に発生しているデートDVの防止対策を啓発します。

具体的施策	施策の内容	担当課
32 DV やセクハラ等 の防止に向けた意 識啓発	<p>家庭や地域、職場などにおけるDVやセクハラ等の性差別意識によるあらゆる暴力を防止するための意識啓発を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">●DV防止法やセクハラ防止規程等の周知●DVの未然防止のためのセミナーや講演会等の開催●女性に対する暴力をなくす運動週間期間における啓発●DV防止に関する特設図書コーナーの設置	市民協働推進課 文化芸術振興課

主要施策2 相談体制の充実

【現状と課題】

DVの被害者支援のための相談窓口を市役所内に設置し、相談体制の充実を図ることが大切です。

相談の秘密は厳守し、被害者の信頼を損ねたり、被害者が危険にさらされたりしないように徹底しなければなりません。また、被害者本人だけでなく、その子どもがDVの被害者になる場合があるため、相談の際に配慮しなければなりません。

被害者の保護、自立支援など、円滑で切れ目のない支援を行うため、関係部局や関係機関が連携する必要があります。

【施策の方向性】

- 庁舎内に専門的な相談窓口を設置し、庁内が一体となった協力・支援を進めます。
- 被害者の負担を軽減し、被害者が1箇所で必要な申請手続き等を行うことができるよう、ワンストップサービスの充実を図ります。

具体的な施策	施策の内容	担当課
33 女性（母子）に係わる相談体制の強化	関係課が共通認識を持ち、迅速で適切な対応に向けて連携を強化し、被害者救済の第一歩である相談窓口の利便性を高めます。 <ul style="list-style-type: none">●相談窓口の周知●庁内相談担当者間の連携強化●被害者の安全と安心の確保●相談のワンストップ化の推進●学校におけるスクールカウンセラーの配置及び相談	市民協働推進課 国保年金課 税務課 社会福祉課 こども育成課 健康増進課 学校教育課 市民課 建設課
34 女性に係わる相談機能の充実	複雑多様化する女性の相談に対応するため、専門相談員及び担当職員による相談機能の充実を図ります。 <ul style="list-style-type: none">●女性相談員の設置と相談●相談員や担当職員の研修等への積極的参加	市民協働推進課 こども育成課
35 二次被害を起こさないための支援体制の確立	相談を受ける職員の対応による被害を起こさないために、支援のあり方を話し合い、徹底します。 <ul style="list-style-type: none">●DV被害者支援マニュアルの作成	市民協働推進課 こども育成課

主要施策3 DV被害者の自立支援

【現状と課題】

DV被害者は、置かれている環境によって必要な支援が異なります。

DVが日常化すると、被害者は自分を責めたり、逃げる気力も失ったりすることがあり、そのため、通常の相談とは異なる対応が求められます。

相談を受ける職員は被害者の状況と希望を聞き取り、適切な支援を行う必要があります。また、ふだんから被害者支援を行う機関や団体とつながりを持ち、被害者の希望する支援を円滑に行うことが重要です。

【施策の方向性】

○DVの特性や被害者の立場を十分に理解した上で対応が徹底されるよう、窓口担当者等に対する定期的な研修を実施します。

○関係する部署が情報を共有し、それぞれができる支援を話し合い実行します。

具体的な施策	施策の内容	担当課
36 被害者の自立に向けた支援の充実	関係課が連携を保ちながら被害者を見守り、必要に応じて自立に向けた支援を行います。 ●府内関係課会議における被害者支援の検討 ●就業支援や法的支援など必要に応じた情報提供 ●市営住宅への優先入居等の被害者支援	市民協働推進課 国保年金課 税務課 社会福祉課 こども育成課 健康増進課 学校教育課 市民課 建設課

主要施策4 関係機関の連携・協力

【現状と課題】

被害者支援は、一つの機関だけで対応することは困難であり、関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していかなければなりません。

それぞれの関係機関の役割を明確にし、被害者支援の重要性についての認識を共有し、様々な形での連携について整備を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 関係機関の相談窓口の連携を強化するとともに、相談者の立場に立った受入体制を整えます。
- 県や他市町との情報の共有、連携の強化を図ります。

具体的な施策	施策の内容	担当課
37 あらゆる暴力の早期発見と防止対策	DVや児童虐待などあらゆる暴力の早期発見に努めるとともに、犯罪が起こりにくい地域づくりを進めます。 <ul style="list-style-type: none">●要保護児童等対策地域協議会の開催●園児・児童・生徒犯罪防止連絡会議の開催●各種相談・健診での早期発見	市民協働推進課 こども育成課 健康増進課 学校教育課
38 関係機関との連携の推進	DV被害者の支援を円滑に進めるため、県や警察署、他市町などと連携し、支援体制を充実します。 <ul style="list-style-type: none">●DV支援機関連携会議への出席●保健福祉事務所で開催されるケース会議への出席	市民協働推進課 こども育成課

3 計画推進体制の整備

(1) 計画推進体制

- ・男女共同参画行政推進会議の設置

市長を会長とする庁内の意思決定機関として男女共同参画行政推進会議を設置し、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的に推進します。

- ・男女共同参画懇話会の設置

男女共同参画を進める外部組織として、市民の代表者で構成する懇話会を設置し、男女共同参画に関する施策の進捗状況や評価等について、市民の視点で述べられた意見や提言を計画に反映します。

- ・国・県や市民活動団体等との連携と啓発事業の展開

国・県や市民活動団体等と連携し、さまざまな啓発事業を展開します。

具体的な施策	施策の内容	担当課
39 男女共同参画行政推進会議の充実	男女共同参画社会づくりに関する諸施策を総合的、効果的に推進するため、庁内組織である「男女共同参画行政推進会議」を開催し、計画に基づいた事業の進捗状況の把握を行うなど、計画の総合的な推進を図ります。	市民協働推進課
40 男女共同参画懇話会との連携	男女共同参画社会の実現に向け、学識経験者など市民で組織する「男女共同参画懇話会」における意見等を活かし、計画の推進を図ります。 また、市が行う事業について、評価や提言を実施してもらい、事業の改善につなげます。	市民協働推進課
41 国・県や市民団体等との連携と協力	国や県、市民団体等と連携し、男女共同参画が広まるように連携会議に出席し、啓発事業を協力して実施します。	市民協働推進課

(2) 計画の進行管理

- 実施計画の策定と計画の推進状況の評価

行動計画に定めた具体的な施策を推進するために、実施計画を策定し、男女共同参画行政推進会議及び男女共同参画懇話会において、計画の推進状況の報告と評価を行います。また、評価結果をもとに、施策の見直しや改善に取り組みます。

- 調査・研究の実施

男女共同参画に関する資料の収集や調査を行い、計画の策定や施策の改善に取り組みます。

具体的施策	施策の内容	担当課
42 計画の進捗管理	行動計画を推進するための実施計画を策定し、計画の進捗状況を管理します。 ●実施計画書の策定、推進状況の報告・評価	市民協働推進課
43 市民や事業所等の男女共同参画に関する意識調査等の実施	市民の男女共同参画に関する意識調査や実態調査を行い、行動計画や施策の基礎資料にします。 ●市民意識調査、市職員意識調査等の実施 ●事業所実態調査の実施	市民協働推進課 商工振興課

(3) モデル事業所としての市役所づくり

- 他の事業所のモデルになるように、市役所内の男女共同参画を進めます。

具体的施策	施策の内容	担当課
44 仕事と家庭の両立支援の充実	鳥栖市特定事業主行動計画に基づき、男女ともに仕事と家庭生活が両立しやすい職場環境を推進します。 ●男性職員の育児休業、出産補助休暇等の取得の周知 ●職員のノー残業デーの推進 ●育児短時間勤務制度の活用 ●男女共同参画推進デーの徹底	総務課 市民協働推進課

具体的施策	施策の内容	担当課
45 市職員における男女共同参画の理解の促進	<p>職員研修などの機会をとらえて、市職員が男女共同参画への理解を深め、男女共同参画の視点で施策を展開するよう啓発を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関するテーマを設定した職員研修の実施 ●男女共同参画推進のためのガイドブックの充実 ●男女共同参画推進ナーを利用した理解の促進 	総務課 市民協働推進課
46 女性職員の登用推進	<p>女性職員の管理職への登用に努めるとともに、男女の区別なく個人の能力に応じて人員配置を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性職員の管理職への登用 	総務課
47 職員の人材育成	<p>職員が能力を高め十分に発揮できるようにするために、性別にかかわらず政策立案等の能力開発研修への参加を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職員の能力開発研修への参加促進 	関係各課 総務課